

栃木県労働基準協会連合会

令和2年3月1日

第47号

発行 (一社)栃木県労働基準協会連合会
〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館4階
TEL:028-678-2771 FAX:028-678-2775 Email: info@tochikiren.or.jp
http://www.tochikiren.or.jp
発行人 藤田英二 印刷 鈴木印刷株式会社

栃木労働局からのお知らせ① (監督課)

栃木労働局が実施した年末建設一斉監督の結果について ～ 71 現場のうち半数で労働安全衛生等に係る法違反～

栃木労働局では、令和元年12月2日(月)から12月13日(金)までの間、建設工事に対する一斉監督を実施しました。

年末・年始は、工事現場も繁忙期となり、年度末に向けて工事量も増加し、長期休暇を控えて現場内での作業が輻輳すること等から、労働災害が特に発生しやすい時期であるため、重篤な労働災害の防止に向けて監督指導を実施したものです。

【監督指導実施結果の概要】

○監督指導実施工事現場数

栃木労働局管内の労働基準監督署が監督指導を実施した工事現場数：71箇所
(下請業者を含めた全事業者数は536件)

○法令違反の状況

71箇所の工事現場のうち、労働安全衛生等に係る法令違反が認められた現場数：34箇所(47.9%)、
下請業者を含めた違反事業者数80事業場(14.9%)

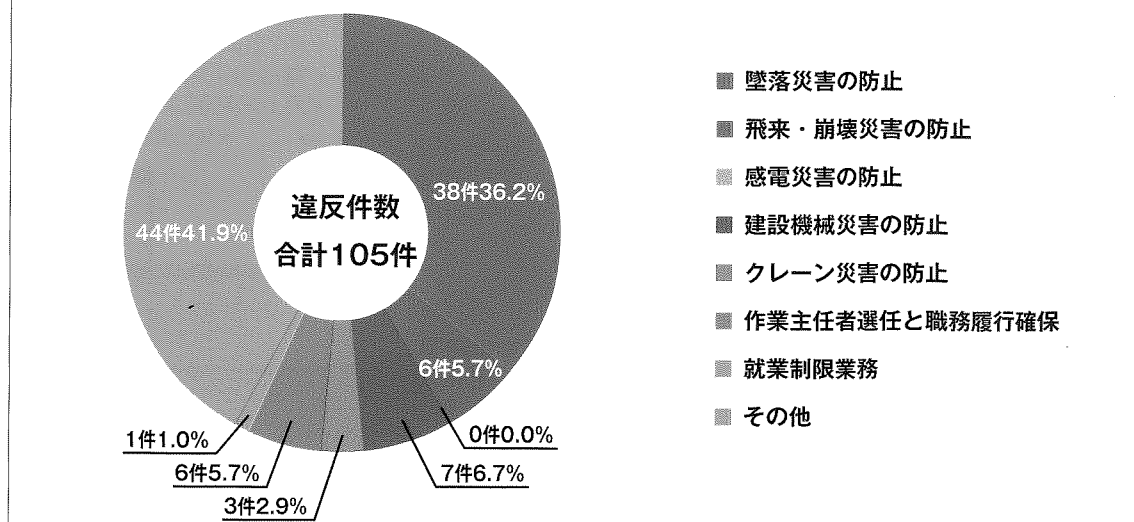
71箇所の工事現場のうち、高所作業において墜落防止措置(手すりを設置する等)が講じられていない等、
重篤な労働災害につながるおそれがあるとして、設備等の使用停止等命令の行政処分を行った件数：18事
業場(工事現場数7箇所)

○主要違反事項の内訳

主要違反事項の内訳をみると、墜落災害の防止に関する違反が38件(36.2%)と最も多く、以下、建設機械災害の防止に関する違反7件(6.7%)、飛来・崩壊災害の防止に関する違反6件(5.7%)、作業主任者選任と職務履行確保に関する違反6件(5.7%)、クレーン災害の防止に関する違反3件(2.9%)の順で多くなっています。

栃木労働局で実施した監督指導における主要違反事項の内訳は、下記グラフのとおりです。

主要違反事項, 件数, % (栃木労働局)



時間外労働の上限規制の改正内容

(大企業：2019年4月～、中小企業：2020年4月～)

これまでの限度基準告示による上限は、罰則による強制力がなく、また特別条項を設けることで上限無く時間外労働を行わせることが可能となっていました。今回の改正によって、罰則付きの上限が法律に規定され、さらに、臨時的な特別な事情がある場合にも上回ることでできない上限が設けられます。

Point
1

時間外労働の上限が罰則付きで法律に規定されます。

さらに、臨時的な特別な事情がある場合にも上回ることでできない上限が設けられます。

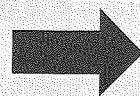
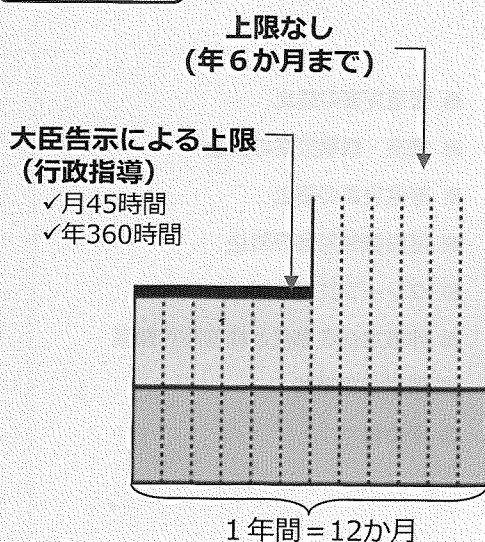
- 今回の改正によって、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別な事情がなければこれを超えることができなくなります。
- 臨時的な特別な事情があつて労使が合意する場合（特別条項）でも、以下を守らなければなりません。
 - 時間外労働が年720時間以内
 - 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
 - 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て1月当たり80時間以内
 - 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6か月が限度
- 上記に違反した場合には、罰則（6か月以下の懲役または30万円以下の罰金）が科されるおそれがあります。

！ 特別条項の有無に関わらず（※）、1年を通して常に、時間外労働と休日労働の合計は、月100時間未満、2～6か月平均80時間以内にしなければなりません。

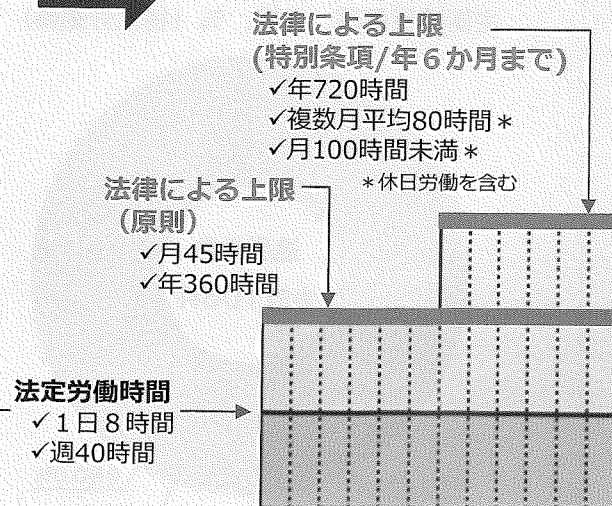
（※）例えば時間外労働が45時間以内に収まって特別条項にはならない場合であっても、時間外労働＝44時間、休日労働＝56時間、のように合計が月100時間以上になると法律違反となります。

上限規制の
イメージ

(改正前)



(改正後)



Point
2

中小企業への上限規制の適用は1年間猶予されます。

- 上限規制の施行は2019年4月1日ですが、中小企業に対しては1年間猶予され2020年4月1日からとなります。
- 中小企業の範囲については、「資本金の額または出資の総額」と「常時使用する労働者の数」のいずれかが以下の基準を満たしていれば、中小企業に該当すると判断されます。なお、事業場単位ではなく、企業単位で判断されます。

業種	資本金の額または出資の総額	常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	または 100人以下
その他 (製造業、建設業、運輸業、その他)	3億円以下	300人以下

※業種の分類は、日本標準産業分類に従って判断されます。

業種	日本標準産業分類	
小売業	大分類I (卸売業、小売業)のうち	中分類56 (各種商品小売業)、中分類57 (織物・衣服・身の回り品小売業)、中分類58 (飲食品小売業)、中分類59 (機械器具小売業)、中分類60 (その他の小売業)、中分類61 (無店舗小売業)
	大分類M (宿泊業、飲食サービス業)のうち	中分類76 (飲食店)、中分類77 (持ち帰り・配達飲食サービス業)
サービス業	大分類G (情報通信業)のうち	中分類38 (放送業)、中分類39 (情報サービス業)、中分類411 (映像情報制作・配給業)、中分類412 (音声情報制作業)、中分類415 (広告制作業)、中分類416 (映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業)
	大分類K (不動産業、物品賃貸業)のうち	中分類693 (駐車場業)、中分類70 (物品賃貸業)
	大分類L (学術研究、専門・技術サービス業)	
	大分類M (宿泊業、飲食サービス業)のうち	中分類75 (宿泊業)
	大分類N (生活関連サービス業、娯楽業)	ただし、小分類791 (旅行業)は除く
	大分類O (教育、学習支援業)	
	大分類P (医療、福祉)	
	大分類Q (複合サービス業)	
卸売業	大分類I (卸売業、小売業)のうち	中分類50 (各種商品卸売業)、中分類51 (繊維、衣服等卸売業)、中分類52 (飲食品卸売業)、中分類53 (建築材料、鉱物・金属材料等卸売業)、中分類54 (機械器具卸売業)、中分類55 (その他の卸売業)
	その他 (製造業、建設業、運輸業、その他)	上記以外のすべて

(参考) 日本標準産業分類 (2013年10月改定 (第13回改定))

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm

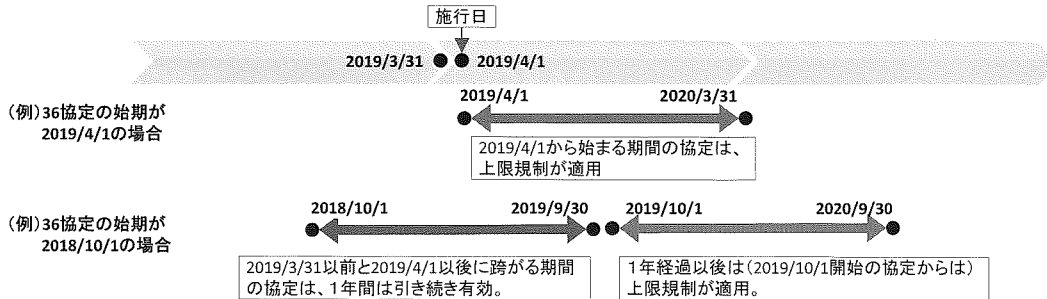
(大分類)

A. 農業、林業 B. 漁業 C. 鉱業、採石業、砂利採取業 D. 建設業 E. 製造業 F. 電気・ガス・熱供給・水道業
G. 情報通信業 H. 運輸業、郵便業 I. 卸売業、小売業 J. 金融業、保険業 K. 不動産業、物品賃貸業
L. 学術研究、専門・技術サービス業 M. 宿泊業、飲食サービス業 N. 生活関連サービス業、娯楽業
O. 教育、学習支援業 P. 医療、福祉 Q. 複合サービス事業 R. サービス業 (他に分類されないもの)
S. 公務 (他に分類されるものを除く) T. 分類不能の産業

Point 3

上限規制の施行に当たっては、経過措置を設けています。

- 施行に当たっては経過措置が設けられており、2019年4月1日（中小企業は2020年4月1日）以後の期間のみを定めた36協定に対して上限規制が適用されます。2019年3月31日を含む期間について定めた36協定については、その協定の初日から1年間は引き続き有効となり、上限規制は適用されません。



Point 4

上限規制の適用が猶予・除外となる事業・業務があります。

- 以下の事業・業務については、上限規制の適用が5年間猶予されます。

事業・業務	猶予期間中の取扱い (2024年3月31日まで)	猶予後の取扱い (2024年4月1日以降)
建設事業	上限規制は適用されません。	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害の復旧・復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。 ● 災害の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について、 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 月100時間未満 ✓ 2～6か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。
自動車運転の業務		<ul style="list-style-type: none"> ● 特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が年960時間となります。 ● 時間外労働と休日労働の合計について、 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 月100時間未満 ✓ 2～6か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。 ● 時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月までとする規制は適用されません。
医師		具体的な上限時間は今後、省令で定めることとされています。
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	時間外労働と休日労働の合計について、 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 月100時間未満 ✓ 2～6か月平均80時間以内 とする規制は適用されません。	上限規制がすべて適用されます。

- 新技術・新商品等の研究開発業務については、上限規制の適用が除外されています。

なお、今回の法改正によって労働安全衛生法が改正され、新技術・新商品等の研究開発業務については、1週間当たり40時間を超えて労働した時間が月100時間を超えた労働者に対しては、医師の面接指導が罰則付きで義務付けられました。

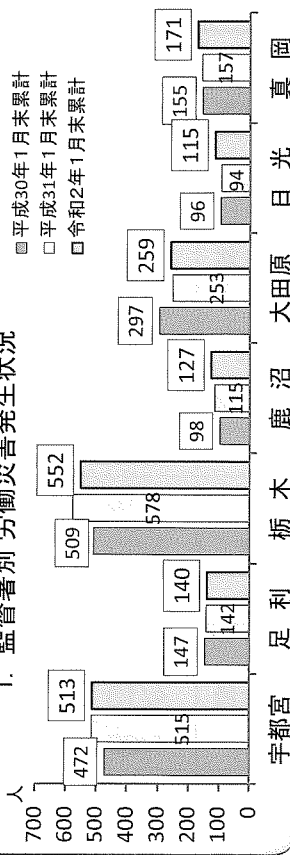
事業者は、面接指導を行った医師の意見を勘案し、必要があるときには就業場所の変更や職務内容の変更、有給休暇の付与などの措置を講じなければなりません。

労働災害発生状況 (令和2年1月末現在)

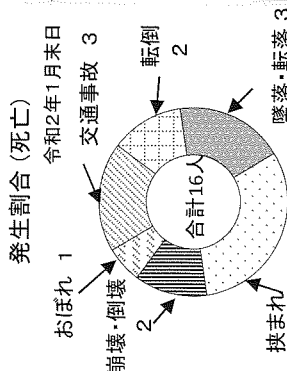
令和元年暫定値(令和2年1月末日現在)

区分	平成30年		平成31・令和元年		増減数	増減率(%)
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数		
全業	1,854	14	1,877	16	+23	+1.2
製造業	533	2	533	4	-	-
建設業	184	1	206	3	+22	+12.0
道路貨物運送業	233	3	220		-13	-5.6
陸上貨物取扱業						
林業	20		5		-15	-75.0
第三次産業	823	7	836	7	+13	+1.6

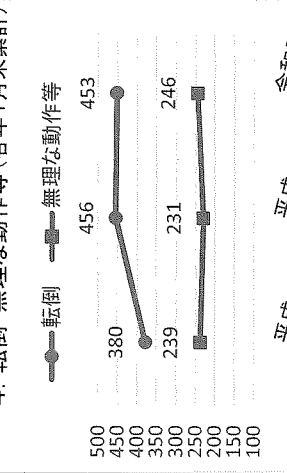
1. 監督署別労働災害発生状況



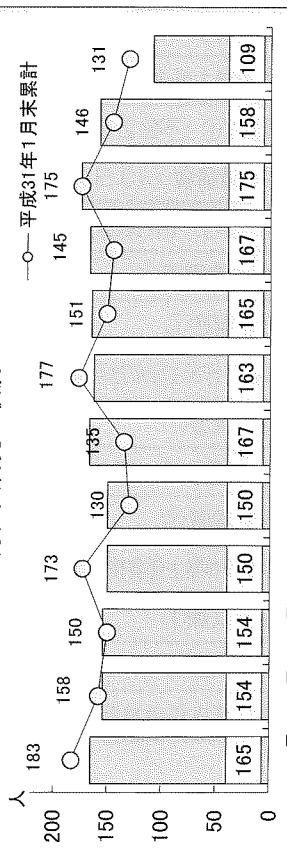
3. 事故の型別労働災害発生割合(死亡)



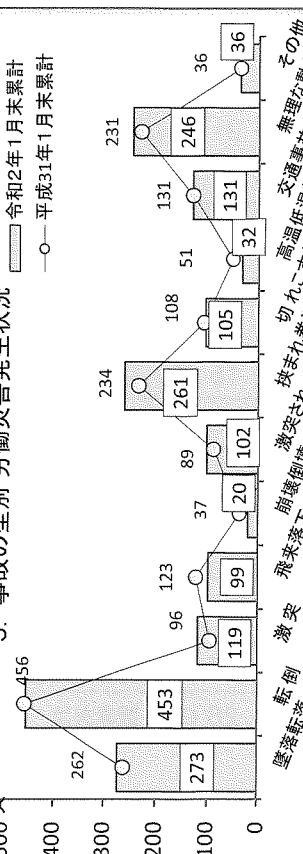
4. 転倒・無理な動作等(各年1月末累計)



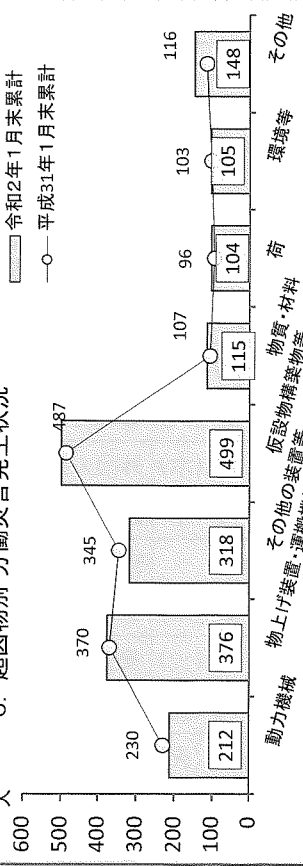
2. 月別労働災害発生状況



5. 事故の型別労働災害発生状況



6. 起因物別労働災害発生状況



保存版

2020 年度各種技能講習等実施計画表

(一社) 栃木県労働基準協会連合会

実施月日	講習科目等	会場	受付開始	締切	
4	6 (月) ~ 7 (火)	有機溶剤作業主任者技能講習①	建設産業会館	2/ 3 (月)	3/23 (月)
	13 (月) ~ 15 (水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習①	〃	2/ 3 (月)	3/30 (月)
	21 (火) ~ 22 (水)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習①	〃	2/ 3 (月)	4/ 7 (火)
5	7 (木) ~ 8 (金)	有機溶剤作業主任者技能講習②	建設産業会館	2/ 7 (金)	4/23 (木)
	20 (水) ~ 21 (木)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習②	〃	2/20 (木)	5/ 7 (木)
	28 (木) ~ 29 (金)	安全管理者選任時研修①	護国会館	2/28 (金)	5/14 (木)
6	1 (月) ~ 2 (火)	有機溶剤作業主任者技能講習③	建設産業会館	3/ 2 (月)	5/18 (月)
	8 (月) ~ 11 (木)	外国人技能実習制度養成研修①	〃	全基連	全基連
	15 (月) ~ 17 (水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習②	〃	3/16 (月)	6/ 1 (月)
	23 (火)	安全管理者能力向上教育①	護国会館	3/23 (月)	6/ 9 (火)
7	1 (水) ~ 2 (木)	プレス機械作業主任者技能講習①	護国会館	4/ 1 (水)	6/17 (水)
	6 (月) ~ 7 (火)	安全衛生推進者等養成講習① (一般①)	〃	4/ 6 (月)	6/22 (月)
	13 (月) ~ 14 (火)	有機溶剤作業主任者技能講習④	建設産業会館	4/13 (月)	6/29 (月)
	20 (月) ~ 21 (火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習③	〃	4/20 (月)	7/ 6 (月)
	30 (木) ~ 31 (金)	安全衛生推進者等養成講習② (市町職員①)	栃木県自治会館	4/30 (木)	7/16 (木)
8	3 (月) ~ 4 (火)	有機溶剤作業主任者技能講習⑤	建設産業会館	5/ 7 (木)	7/20 (月)
	5 (水)	第1種衛生管理者試験準備講習① (不続 1/3)	〃	5/ 7 (木)	7/22 (水)
	6 (木) ~ 7 (金)	安全衛生推進者等養成講習③ (市町職員②)	栃木県自治会館	5/ 7 (木)	7/22 (水)
	17 (月) ~ 19 (水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習③	建設産業会館	5/18 (月)	8/ 3 (月)
	20 (木) ~ 21 (金)	第1種衛生管理者試験準備講習① (不続 2/3、3/3)	〃		
	25 (火) ~ 27 (木)	第1種衛生管理者試験準備講習② (3日連続)	〃	5/25 (月)	8/11 (火)
9	1 (火) ~ 2 (水)	栃木 KYT トレーナー研修① (中災防主催)	建設産業会館	随時	先着順
	3 (木) ~ 4 (金)	第2種衛生管理者試験準備講習①	〃	6/ 3 (水)	8/20 (木)
	7 (月) ~ 8 (火)	有機溶剤作業主任者技能講習⑥	〃	6/ 8 (月)	8/24 (月)
	14 (月) ~ 15 (火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習④	〃	6/15 (月)	8/31 (月)
	24 (木) ~ 25 (金)	乾燥設備作業主任者技能講習①	〃	6/25 (木)	9/10 (木)
10	1 (木) ~ 2 (金)	安全衛生推進者等養成講習④ (一般②)	護国会館	7/ 1 (水)	9/17 (木)
	5 (月) ~ 6 (火)	有機溶剤作業主任者技能講習⑦	建設産業会館	7/ 6 (月)	9/23 (水)
	12 (月) ~ 13 (火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑤	〃	7/13 (月)	9/29 (火)
	16 (金)	第一種衛生管理者・模擬試験①	〃	7/16 (木)	10/ 9 (金)
	19 (月) ~ 20 (火)	プレス機械作業主任者技能講習②	〃	7/20 (月)	10/ 5 (月)
	26 (月) ~ 28 (水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習④	〃	7/27 (月)	10/12 (月)

実施月日	講習科目等	会場	受付開始	締切	
11	4(水)～5(木)	鉛作業主任者講習①	建設産業会館	8/5(水)	10/21(水)
	7(土)	出張特別試験(関東安衛技術センター主催)	宇都宮大学	別途	別途
	12(木)～13(金)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑥	建設産業会館	8/17(月)	10/29(木)
	16(月)～17(火)	有機溶剤作業主任者技能講習⑧	〃	8/17(月)	11/2(月)
	25(水)	衛生推進者養成講習①	護国会館	8/25(火)	11/11(水)
12	7(月)～8(火)	有機溶剤作業主任者技能講習⑨	建設産業会館	9/7(月)	11/24(火)
	14(月)～16(水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑤	〃	9/14(月)	11/30(月)
	21(月)～22(火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑦	〃	9/23(水)	12/7(月)
1	12(火)～13(水)	有機溶剤作業主任者技能講習⑩	建設産業会館	10/12(月)	12/25(金)
	18(月)～21(木)	外国人技能実習制度養成研修②	〃	全基連	全基連
	25(月)～26(火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑧	〃	10/26(月)	1/12(火)
2	2(火)～3(水)	栃木KYTトレーナー研修②(中災防主催)	建設産業会館	随時	先着順
	8(月)～9(火)	有機溶剤作業主任者技能講習⑪	〃	11/9(月)	1/25(月)
	15(月)～17(水)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習⑥	〃	11/16(月)	2/1(月)
	18(木)～19(金)	安全衛生推進者等養成講習⑤(一般③)	〃	11/18(水)	2/4(木)
	24(水)～25(木)	安全管理者選任時研修②	護国会館	11/24(火)	2/10(水)
3	1(月)～2(火)	有機溶剤作業主任者技能講習⑫	建設産業会館	12/1(火)	2/15(月)
	8(月)～9(火)	乾燥設備作業主任者技能講習②	〃	12/8(火)	2/22(月)
	15(月)～16(火)	プレス機械作業主任者技能講習③	〃	12/15(火)	3/1(月)
	22(月)～23(火)	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習⑨	〃	12/22(火)	3/8(月)

受講申込案内

◆申込方法・申込用紙につきましては当連合会のホームページに詳細・書式がございますので、最新のものをダウンロードしてご利用下さい。

※インターネットがご利用できない方は直接お問い合わせ下さい。

URL【<http://www.tochikiren.or.jp>】

(一社)栃木県労働基準協会連合会(平日9:00～17:00 土日祝は休業)

〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館4階

TEL:028-678-2771 FAX:028-678-2775 Email:info@tochikiren.or.jp

講習種類別(次回更新. いずれも2024年3月30日)	登録番号
プレス機械作業主任者技能講習	第62号
乾燥設備作業主任者技能講習	第64号
鉛作業主任者講習	第65号
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	第66号
有機溶剤作業主任者技能講習	第71号
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	第85号
安全衛生推進者・衛生推進者養成講習	第189号

～女性活躍推進法が改正されました～
**一般事業主行動計画の策定義務の対象や
女性の活躍に関する情報公表が変わります**

労働者が101人以上の事業主の皆さまへ

★一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者が301人以上から101人以上の事業主に拡大されます。

⇒令和4年4月1日施行

労働者が301人以上の事業主の皆さまへ

★女性の活躍に関する情報公表項目について、①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供、②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備の各項目※から1項目以上（①と②合わせて2項目以上）選択して公表する必要があります。

⇒令和2年6月1日施行

★併せて省令改正により、令和2年4月1日以降が始期となる一般事業主行動計画を作成する際は、原則として、①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供、②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備の各項目※から1項目以上（①と②合わせて2項目以上）を選択し、それぞれ関連する数値目標を定める必要があります。

⇒令和2年4月1日施行

※各項目の内容は厚生労働省令で定められています。

労働者数に関わらず

★女性の活躍に関する状況等が優良な事業主の方への認定（えるぼし認定）よりも水準の高い特例認定制度（「プラチナえるぼし」認定）が創設されました。



お問い合わせは 栃木労働局雇用環境・均等室（TEL 028-633-2795）まで

各種講習料一覧表

(2020年度 (一社) 栃木県労働基準協会連合会)

2020年 4月 1日～

	講習料(税抜)		税(10%)	小計	テキスト本体価格税(10%)		小計	合計	
	実技免除無	実技免除者							
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者 技能講習	実技免除無	¥16,500	¥1,650	¥18,150	¥2,000	¥200	¥2,200	¥20,350	
	実技免除者	¥14,500	¥1,450	¥15,950	¥2,000	¥200	¥2,200	¥18,150	
有機溶剤作業主任者 技能講習		¥11,000	¥1,100	¥12,100	¥1,800	¥180	¥1,980	¥14,080	
特定化学物質及び 四アルキル鉛等 作業主任者技能講習		¥11,000	¥1,100	¥12,100	¥1,800	¥180	¥1,980	¥14,080	
プレス機械作業主任者 技能講習		¥11,000	¥1,100	¥12,100	¥1,400	¥140	¥1,540	¥13,640	
乾燥設備作業主任者 技能講習		¥11,000	¥1,100	¥12,100	¥2,100	¥210	¥2,310	¥14,410	
鉛作業主任者 技能講習		¥11,000	¥1,100	¥12,100	¥1,600	¥160	¥1,760	¥13,860	
安全衛生推進者等 養成講習		¥12,500	¥1,250	¥13,750	¥1,300	¥130	¥1,430	¥15,180	
衛生推進者養成講習		¥9,000	¥900	¥9,900	¥1,000	¥100	¥1,100	¥11,000	
安全管理者選任時 研修		¥14,000	¥1,400	¥15,400	¥1,500	¥150	¥1,650	¥17,050	
第一種衛生管理者 試験準備講習		¥20,000	¥2,000	¥22,000		¥6,200	¥620	¥6,820	¥28,820
	(内訳)				上	¥2,000	¥200	¥2,200	
	下				¥2,000	¥200	¥2,200		
	問	¥2,200	¥220	¥2,420					
第二種衛生管理者 試験準備講習		¥14,000	¥1,400	¥15,400		¥4,400	¥440	¥4,840	¥20,240
	(内訳)				上	¥1,600	¥160	¥1,760	
	下				¥1,200	¥120	¥1,320		
	問	¥1,600	¥160	¥1,760					
衛生管理者試験 受験直前 模擬試験講習	準備講習 未受講	¥7,000	¥700	¥7,700	¥6,200	¥620	¥6,820	¥14,520	
	準備講習受講	¥6,000	¥600	¥6,600				¥6,600	
安全管理者 能力向上教育		¥9,000	¥900	¥9,900	¥2,000	¥200	¥2,200	¥12,100	
衛生管理者 能力向上教育		¥11,000	¥1,100	¥12,100	¥2,300	¥230	¥2,530	¥14,630	

とちぎ労基連トピックス①

「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」受賞おめでとうございます。

次の方々が令和元年度「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」を受賞されました。

御氏名（敬称略）	所属事業場
倉永 祐三	森永製菓（株）生産本部 小山工場
宇賀神広幸	山和技建株式会社

厚生労働省は、優れた技能と経験を持ち、担当する現場や部署で作業の安全を確保して優良な成績を挙げた職長 122 名を、1 月 10 日（金）に厚生労働省講堂において顕彰いたしました。

この制度は高い安全意識を持って適切な安全指導を実践してきた優秀な職長を顕彰することにより、その事業場や地域における安全活動の活性化を図ることを目的に、平成 10 年度から始まり、今回で 22 回目となりました。

受賞者の皆様、まことにおめでとうございます。

とちぎ労基連トピックス②

栃木労働局からの要請・依頼の概要（番号は年度の通し番号）

③7 元年 12 月 5 日付け 栃木労働局長

（趣旨）「年末年始における年次有給休暇の取得促進について」周知広報依頼

③8 元年 12 月 11 日付け 栃木労働局労働基準部長

（趣旨）「有害物ばく露作業報告対象物（令和 2 年対象・令和 3 年報告）について」周知協力依頼

③9 元年 12 月 23 日付け 栃木労働局安全主務課長

（趣旨）「指定保存交付機関への技能講習帳簿の引き渡し等について」要請

④0 元年 12 月 23 日付け 栃木労働局健康安全課長

（趣旨）「第 9 次粉じん障害防止総合対策の推進にかかる講習会開催」の周知依頼

④1 元年 12 月 25 日付け 栃木労働局長

（趣旨）「変異原性が認められた化学物質の取り扱いについて」周知依頼

④2 2 年 1 月 22 日付け 栃木労働局賃金室長

（趣旨）家内労働「委託状況届」提出に係る広報誌への掲載依頼について

④3 2 年 1 月 31 日付け 栃木労働局健康安全課長

（趣旨）新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る対応について了知依頼

④4 2 年 2 月 4 日付け 栃木労働局長

（趣旨）「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の訂正について周知依頼

④5 2 年 2 月 4 日付け 栃木労働局長

（趣旨）「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」の改正について要請

④6 2 年 2 月 6 日付け 栃木労働局健康安全課長

（趣旨）新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る対応の徹底について周知依頼

地区労働基準協会情報

(一社) 宇都宮労働基準協会 (028-633-4133)

- ① 3月16日(月)～17日(火)
第2回安全管理者選任時研修
栃木県護国会館
- ② 3月24日(火) 第3回総務部会・第4回理事会
宇都宮市文化会館会議室
- ③ 4月20日(月) 雇入れ時の安全衛生教育
栃木県護国会館
- ④ 4月23日(木) 第1回総務部会・理事会
宇都宮市文化会館会議室
- ⑤ 5月12日(火) 化学物質のリスクアセスメント実務研修
栃木県護国会館
- ⑥ 5月20日(水) 定時総会
コンセーレ

(一社) 足利労働基準協会 (0284-73-6660)

- ① 3月12日(木) MS研究会企業訪問リスクアセスメント発表会
菊地歯車(株)
- ② 3月15日(日) クレーン取扱業務等特別教育(第2回)
オグラ金属(株)
- ③ 3月25日(水) 第4回役員会・第3回理事会
足利市民プラザ
- ④ 4月11日(土)～12日(日)
18日(土)～19日(日)
フォークリフト運転技能講習会
わたらせ技能講習センター
- ⑤ 4月22日(水) 第1回役員会・理事会
足利市民プラザ
- ⑥ 4月24日(金) 雇入れ時安全衛生教育
足利市民プラザ
- ⑦ 5月9日(土)～10日(日)・17日(日)
玉掛け技能講習会
わたらせ技能講習センター
- ⑧ 5月15日(金) 第2回役員会・理事会
令和2年度通常総会
ニューミヤコホテル
- ⑨ 5月23日(土)～24日(日)
安全管理者選任時研修
足利市民プラザ

(一社) 栃木労働基準協会 (0282-24-7758)

- ① 3月18日(水) 「栃木労基署管内「安全宣言」運動!」
防災団体長会議
サンブラザ
- ② 4月17日(金) 第1回理事会
小山グランドホテル
- ③ 4月21日(火) 雇入れ時教育
栃木商工会議所
- ④ 5月15日(金) 令和2年度通常総会並びに第2回理事会
サンブラザ
- ⑤ 5月26日(火)～27日(水)
安全管理者選任時研修
栃木商工会議所

(一社) 佐野労働基準協会 (0283-24-6470)

- ① 3月4日(水) 粉じん作業特別教育
佐野市勤労者会館他
- ② 3月11日(水) 正副会長会議
ホテルマリアージュ仙水
- ③ 3月17日(火) 第3回理事会 佐野市勤労者会館
- ④ 3月18日(水) 栃木労基署管内「安全宣言」運動!
防災団体長会議
サンブラザ
- ⑤ 4月16日(木) 正副会長会議 佐野市勤労者会館
- ⑥ 4月22日(水) 監査会 協会事務所
- ⑦ 4月22日(水) 第1回理事会 佐野市勤労者会館
- ⑧ 4月23日(木) 雇入れ時安全衛生教育
佐野市勤労者会館
- ⑨ 5月13日(水)～14日(木)
安全管理者選任時研修
佐野市勤労者会館
- ⑩ 5月27日(水) 通常総会 ホテルサンルート佐野
- ⑪ 5月27日(水) 第2回理事会
ホテルサンルート佐野

(一社) 鹿沼労働基準協会 (0289-62-8633)

- ① 3月10日(火) 総務部会 鹿沼市職業訓練センター
- ② 3月10日(火) 組織・会費改定検討委員会
鹿沼市職業訓練センター
- ③ 3月18日(水) 理事会 鹿沼市民情報センター
- ④ 4月16日(木) 雇入れ時等教育
鹿沼市職業訓練センター
- ⑤ 4月17日(金) 総務部会 鹿沼市職業訓練センター
- ⑥ 4月17日(金) 組織・会費改定検討委員会
鹿沼市職業訓練センター
- ⑦ 4月21日(火)～22日(水)
木材加工用機械作業主任者技能講習(協力)
鹿沼市職業訓練センター
- ⑧ 4月22日(水) 理事会 鹿沼市民情報センター
- ⑨ 5月15日(金) 通常総会 (株)福田屋百貨店鹿沼店

(一社) 塩那労働基準協会 (0287-22-7100)

- ① 3月13日(金) 総務部・産業安全部・労働衛生部
合同部会 勝田屋記念会館
- ② 4月未定 会計監査 監督署会議室
- ③ 5月未定 理事会 勝田屋記念会館
- ④ 5月未定 雇入れ時等教育
栃木県立県北体育館
- ⑤ 5月未定 産業安全部会 監督署会議室
- ⑥ 5月未定 通常総会 勝田屋記念会館

日光労働基準協会 (0288-21-2047)

- ① 3月6日(金) 玉掛業務従事者及び
クレーン運転士安全衛生教育
(那須クレーン教習所協力)
日光市大沢公民館会議室
- ② 3月10日(火) 専門部合同委員会
日光市大沢公民館会議室
- ③ 4月15日(水) 刈払機取扱作業安全衛生教育
日光市大沢公民館会議室
- ④ 5月14日(木) 理事会、通常総会
(株)あさの
- ⑤ 5月28日(木) フルハーネス型安全帯使用作業特別教育
日光商工会議所今市事務所会議室

(一社) 真岡労働基準協会 (0285-82-5185)

- ① 3月17日(火) 令和元年度第3回理事会
真岡市青年女性会館
- ② 4月(未定) 安全部・労働衛生部合同会議
②、③、④、⑤は会場未定
- ③ 4月(未定) 総務部・労務管理部合同会議
- ④ 4月(未定) 雇入れ時等の安全衛生教育
- ⑤ 5月12日(火) 令和2年度第1回理事会
- ⑥ 5月20日(水) 真岡地区THP推進協議会理事会・定期総会
真岡労働基準協会定時総会
フォーシーズン静風

栃木労働局からのお知らせ⑤(賃金室)

家内労働委託状況届の提出は4月30日まで

家内労働者へ内職等を委託している事業主は、家内労働法による「委託者」になりますので、「委託状況届」の提出が必要です。

これは毎年4月1日現在の家内労働者数等の現況について、労働基準監督署を経由して栃木労働局に届け出るものです。

届出用紙は、最寄りの労働基準監督署、または、栃木労働局ホームページ

[各種法令・制度・手続 → 家内労働関係 → 家内労働委託者のみなさま]

からダウンロードできますので、労働基準監督署に4月30日までに提出してください。

なお、家内労働法にいう「家内労働者」とは、物品の提供を受け、他人を使わず自己ひとり、または同居の家族だけで物品の製造・加工に従事し、工賃を得ている人をいいます。

したがって、宛名書きのような事務の代行、ホームページの構築などの物の加工を伴わない委託は原則として該当しません。

詳しくは、栃木労働局労働基準部賃金室(電話 028-634-9109)

または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

栃木労働局のホームページも御活用ください。